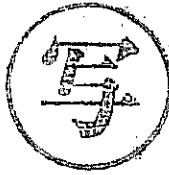


## 資料 4－3

特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可について

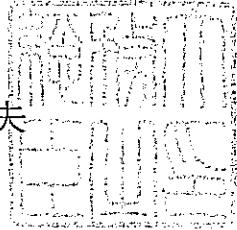
( 詮問 1018 号 )



諮問第1018号  
平成21年5月18日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



### 諮問書

アイエムエキスプレス株式会社（代表取締役 矢島 泰夫）ほか1者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、別添のとおり特定信書便事業の許可申請が、株式会社エスジーアール（代表取締役 石川 幸雄）から、同法第33条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、別添のとおり事業計画の変更の認可申請があった。その概要は別紙1のとおりである。

許可申請について審査した結果は、別添の審査結果（概要是別紙2-1）のとおりであり、いずれも同法第31条各号の規定に適合しており、かつ、同法第33条において準用する同法第8条各号の規定に該当しないと認められる。また、変更の認可申請について審査した結果は、別添の審査結果（概要是別紙2-2）のとおりであり、同法第31条各号の規定に適合していると認められる。よって、許可申請については同法第29条の規定に基づき許可することとし、変更の認可申請については同法第12条第1項の規定に基づき認可することとしたい。

上記について、同法第37条第2号の規定に基づき諮問する。

# 特定信書便事業の許可申請及び 事業計画の変更の認可申請の概要

平成21年5月18日

総務省

## 1 申請の概要

### (1) 事業の許可申請(次の2者から許可申請)

申請者名 (本社所在地)		資本金	主な事業	提供サービス	提供サービス概要	事業開始 予定日
1	アイエムエキスプレス (株) (東京都江東区)	5, 000万円	貨物運送業	1号役務 (90cm／4kg超)	【1号役務】 巡回・定期集配サービス	平成21年 6月1日
2	(有)ワイエムフロント サービス (石川県小松市)	300万円	仲立業 (旅行仲介)	2号役務 (3時間以内送達) 3号役務 (1, 000円超)	【2号役務・3号役務】 電報類似サービス (引き受けた通信文等を専用台紙 に印刷等して配達するサービス)	平成21年 6月1日

### (2) 事業計画の変更の認可申請(次の1者から認可申請)

申請者名 (本社所在地)	資本金	主な事業	提供サービス	変更概要		変更 予定日
				変更前	変更後	
1 (株)エスジーアール (東京都足立区) 平成19年8月許可	5, 000万円	興信所	3号役務 (1, 000円超)	配達の方法 (対面交付、郵便受箱 投函又はメール室へ の配達)	配達の方法 (左記に本人限定受取 サービスを <sup>(注)</sup> 追加)	平成21年 6月1日

注:信書便物に記載された受取人に限り交付するサービス

## 2 引受け及び配達の方法

### (1)事業の許可申請

申請者名	引受けの方法			配達の方法
	通信文等を同社営業所で引受け(電話等)	巡回先又は定期集配先で引受け	利用者の指定場所又は同社営業所で引受け	
1 アイエムエキスプレス(株)		1号役務		差出人の指図により、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
2 (有)ワイエムフロントサービス	2号役務・3号役務			

### (2)事業計画の変更の認可申請

申請者名	引受けの方法	配達の方法
1 (株)エスジーアール	利用者の指定場所又は同社営業所で引受け	○差出人の指図により、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達 ○本人限定受取による対面交付

## 3 信書便物の取扱見込み及び配送体制(委員限り)

### 事業の許可申請

申請者名	提供区域	取扱見込み	配送員数	配送車両数	行政庁の許可等
1 アイエムエキスプレス(株)	【1号役務】 東京都及び神奈川県				一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業
2 (有)ワイエムフロントサービス	【2号役務】 石川県金沢市等 【3号役務】 石川県金沢市等				貨物軽自動車運送事業

#### 4 3時間審査(2号役務のみ)

申請者名	2号役務の提供区域	最長時間経路	主な交通手段	a. 引受等時間 <small>(注1)</small>	b. 実測時間	合計 (a+b)	道路交通法令遵守
					b. ATIS <small>(注2)</small> 計測時間		
2 (有)ワイエムフロントサービス	石川県かほく市、金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市、津幡町、内灘町、野々市町及び川北町	84km	軽四輪自動車	25分 (5箇所×5分)	125分 150分	150分 175分	道路交通法令の規定を遵守して送達

注1:「引受等時間」は引受け又は配達に要する時間で、1箇所当たりの引受等時間を5分と見込んで算出している。

注2:ATIS(県警等から寄せられた交通情報に基づく渋滞情報等の提供サービス)により計測した最長時間経路の移動時間。

#### 5 事業収支見積(委員限り)

##### 事業の許可申請

単位:万円

申請者名 (初年度の事業期間)	年度	信書便事業収入	信書便事業支出	①信書便事業営業利益	②全体営業利益	事業収支の算出方法
1 アイエムエキスプレス(株) (6/1~3/31:10ヶ月)	初					収入:受託見込額を直課 支出:配送員及び配送車両に係る費用は直課、その他の費用は収入比率により配賦
	翌					
2 (有)ワイエムフロントサービス (6/1~4/30:11ヶ月)	初					収入:利用見込額を直課 支出:配送員及び配送車両に係る費用は作業時間比率、その他の費用は収入比率により配賦
	翌					

注:「年度」欄の「初」は当初事業年度、「翌」は翌事業年度を示す。「全体営業利益」欄は申請者が行う事業(特定信書便事業を含む。)全体の利益を示す。

## 6 資金計画（委員限り）

### 事業の許可申請

単位:万円

申請者名	純資産の額 <sup>(注1)</sup>	事業開始に要する資金 <sup>(注2)</sup>	資金の調達方法
1 アイエムエキスプレス(株)			
2 (有)ワイエムフロントサービス			

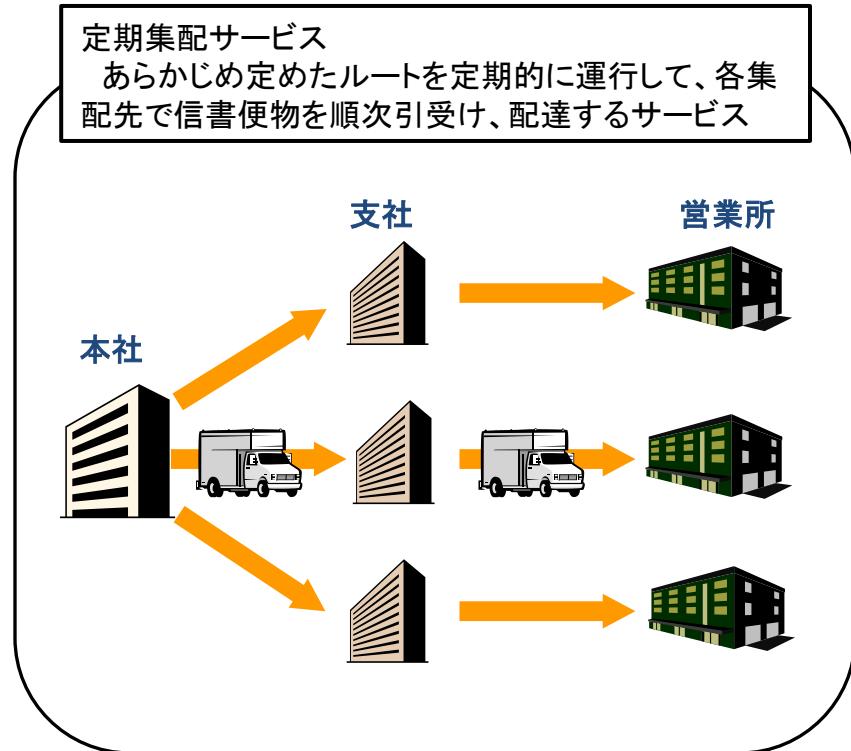
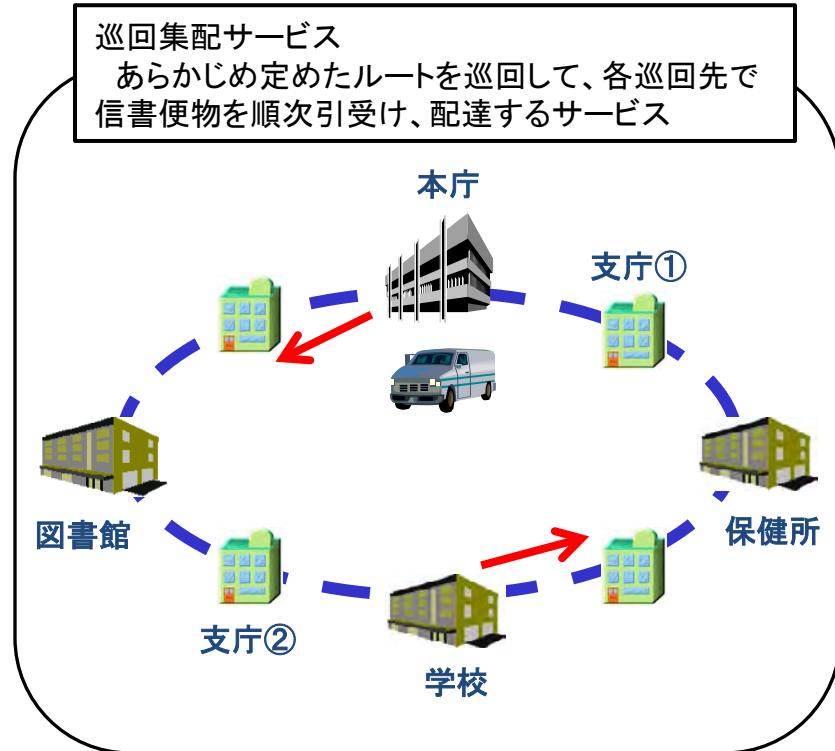
注1:純資産の額は資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載

注2:車両等の取得価格、賃借料の1ヵ年分、人件費の2ヵ月分等の合計額

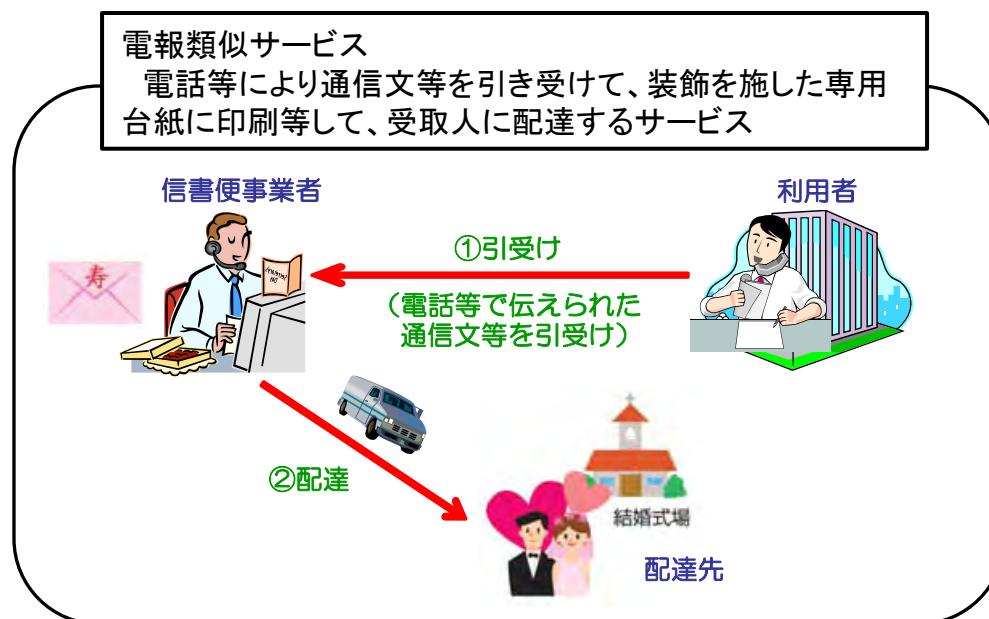
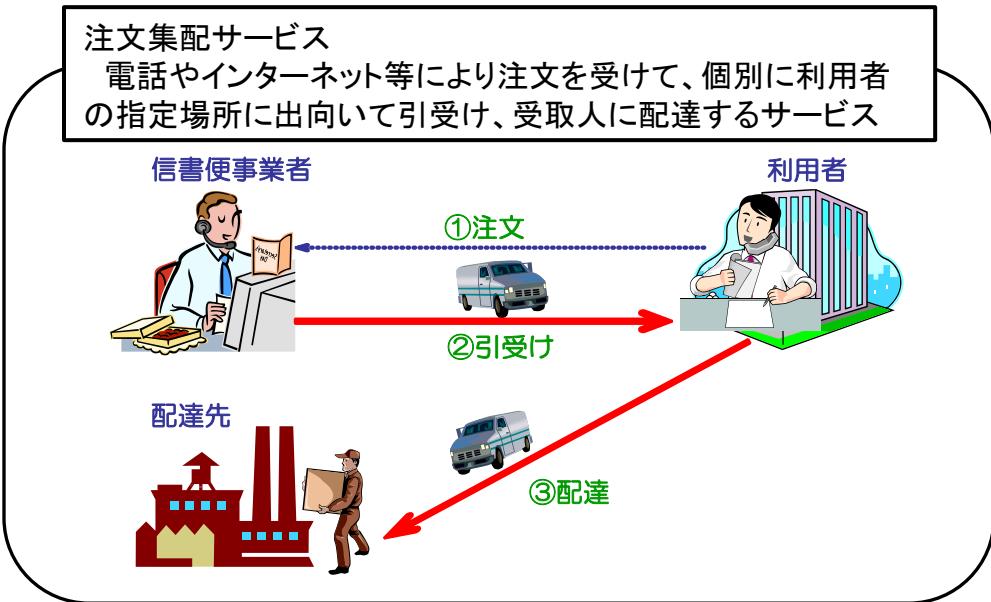
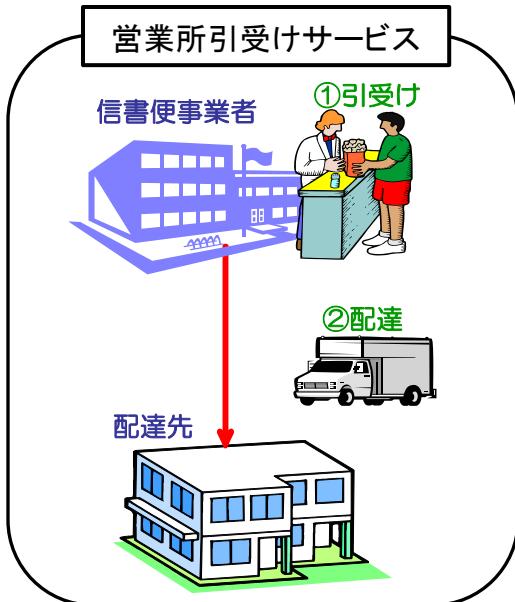
### 【参考】

なお、本日の情報通信行政・郵政行政審議会において、上記申請者以外にSMBCデリバリーサービス株式会社（平成18年7月許可）から送達手段の追加（軽四輪自動車及び公共交通機関）に関して信書便管理規程のみの変更の認可申請（総務大臣諮問第1020号）がある。

## 【参考】提供サービスの概要①



## 【参考】提供サービスの概要②



## 信書便事業への参入状況（平成21年5月19日予定）

(注) ( ) 内の数字は、今回申請があつた事業者の再掲である。

### [種類別・参入事業者数]

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	285 (2)



### [うち本社所在地別・参入事業者内訳]

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
13	7	86 (1)	6	12 (1)	27	56	23	4	47	4	285 (2)



### [役務種類別・参入事業者数内訳]

役務種類別	事業者数
1号役務（長さ・幅・厚さの合計90cm超、又は4kg超）	236 (1)
2号役務（3時間以内の送達）	104 (1)
3号役務（1,000円超の料金）	142 (1)
計	482 (3)

(注) 複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者数とは一致しない。

## 本社所在地別の特定信書便事業者参入状況（都道府県別：平成21年5月19日）

都道府県	参入数	
北海道	13	(有)札幌郵送、毎日軽自動車運送事業協同組合、(株)丸ヨ西尾、(有)オクノ物流、キヨーツ一株、(株)士別ハイヤー、ヴィング運送協同組合、共通運送(株)、赤帽タカノ運送店、(株)富田通商、心陽軽自動車運送協同組合、(有)マルケー物流、(有)札幌こどものくに社
青森県	2	ワイエス(株)、青森定期自動車(株)
宮城県	1	東北鉄道運輸(株)
秋田県	2	ハートフェルト、(株)秋田県赤帽
山形県	1	赤帽山形県軽自動車運送協同組合
福島県	1	(株)聖
茨城県	1	ドレックスカーゴ(株)
埼玉県	13	(有)ピナカルズ、(株)埼玉急送社、浦和流通事業協同組合、(株)丸和運輸機関、東武清運(株)、(有)小島正一商店、峯岸運送(株)、 <del>(有)ワクスピリッジ</del> クリーンシステム(株)、(株)関東物流サービス、日本環境マネジメント(株)、(株)ジャパンクイックサービス、大宮通運(株)、(株)カムトライズ
千葉県	2	(株)ウィズ、オーエーエル(株)
東京都	53 (1)	(株)B y - Q、(株)ソクハイ、(株)Q カーゴ、 <del>(株)Q POST</del> 、(有)プロ・サポート、(株)セルート、富士ビューテックサービス(株)、(株)宅配、(株)マッハ五十、(株)スカイ・スマールパッケージ、西多摩運送(株)、日本通運(株)、(株)キュウ急便、(株)東京トランスポートサービス板橋、(株)サイクル急便、日本総合サービス(株)、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、(株)日立物流、(株)ジェイアール東日本物流、(株)日立オートサービス、中央商事(株)、 <del>山一運輸</del> 、ティーエルトランスポート(株)、関東新聞販売(株)、関東福山通運(株)、(株)牛走運送、中野倉庫運輸(株)、(株)フリーラン、アラコム(株)、(株)ライドアンドコネクト、名鉄ゴールデン航空(株)、 <del>S M B C デリバリーサービス</del> 、 <del>(株)Green Turtle Consulting</del> 、(株)アーク急便、(株)エスピーサービス、(株)大森運輸商会、(株)カジロジスティックス、東邦運送(株)、羽田運輸(株)、悦興運(株)、西武運輸(株)、 <del>(株)日立プラント建設</del> 、(有)クーリエ、(株)マンハッタンサービス、(有)北川事務所、 <del>(株)エスジーアール</del> 、(株)ティーサーブ、(株)ライフクリエイトサービス、(株)新聞センター、日本梶包運輸倉庫(株)、(株)K D D I エボルバ、東水梶包運輸(株)、(株)サンセイ、輪急便(株)、(有)スワロー・エクスプレス、(株)コンピューターエキスプレス、 <del>アイエムエキスプレス</del> (株)
神奈川県	17	日本貨物急送(株)、(株)春秋商事、富国運輸(株)、(株)タカスズ、楠原輸送(株)、置田運輸(株)、 <del>神奈川舗装</del> 、中丸産業運輸(株)、萬運輸(株)、山一産業(株)、(株)中山運輸、首都圏輸送サービス(株)、小向運送(有)、(株)タムラコーポレーション、 <del>富士ファイルムロジスティックス</del> 、横浜石油企業(株)、(有)クリオシティ、日祐(株)、 <del>(株)エト・クロサワ</del> 、(株)テー・エス・シー
新潟県	3	新潟運輸(株)、(有)ミトク、(株)第一製品流通
長野県	3	上伊那貨物自動車(株)、モードテック(有)、(株)宮坂組
富山県	4	(有)マイハート、トナミ運輸(株)、(株)アイカワ、富山県綜合警備保障(株)
石川県	5 (1)	赤帽石川県自動車運送協同組合、北陸綜合警備保障(株)、北陸電通輸送(株)、太陽警備保障(株)、 <del>(有)ワイエムフロントサービス</del>
福井県	3	赤帽福井県軽自動車運送協同組合、福井グリーンライン(株)、(株)キョーフク
岐阜県	3	西濃運輸(株)、(株)運転社、T B 物流サービス(株)
静岡県	5	鈴与セキュリティサービス(株)、(株)静岡運送、(株)芥川運送、東和運輸倉庫(株)、竹田運輸(株)

都道府県	参入数	
愛知県	15	(有)メッセンジャーB b、名鉄運輸(株)、豊田共栄サービス(株)、豊栄交通(株)、大興運輸(株)、(株)岩瀬興輸、(株)寿陸運、(株)ナショナルヤガタ、(株)マイケイデータ運輸、碧南運送(株)、愛豊陸運(株)、(株)トヨタエンタプライズ、(株)アイ・シー・アール、エイセブプラス(株)、カリツー(株)
三重県	4	赤帽三重県軽自動車運送協同組合、(株)ホンダロジスティクス、三重執鬼(株)、金八運送(有)
滋賀県	2	(有)Kカンパニー、(有)ボンズカンパニー
京都府	5	(有)ロスタイル、(有)スポット便、(株)シスコ、京都バイク便サービス、佐川急便(株)、(株)デリバリーサービス
大阪府	33	軽貨急配(株)、(株)ヒューモニー、ナイスカンパニー(有)、(株)リンクージ、(有)寿屋、オート配(株)、(有)愛和運送店、(株)アクトー、(株)エフワン便、(株)KSGインターナショナル、日本信書便(株)、(株)メッセンジャー、(株)合通、大阪運輸倉庫(株)、(株)ダイコク、田中産業(有)、(株)明新運輸、(株)阪急カーゴサービス、日商物流サービス(株)、松潮物流(株)、(株)ジェイアール西日本マルニックス、(株)大毎運送、(株)日本システムサービス、大阪北合同運送(株)、鶴運輸(株)、J S関西(株)、セキセイ(株)、(株)トラスコ、(株)田中運送店、(株)じょうわ、堺南運輸商社(株)、寺口運送(株)、(株)あしすと阪急、豊能運送(株)
兵庫県	11	ジャパンメッセンジャーサービス(株)、大阪航空サービス(株)、(有)ルート関西、金田運輸(株)、(株)太閤通商、企業組合宝塚高齢者雇用福祉事業団、(有)アイズ物流、(有)サポートシステム、水上運送(有)、水上急行運輸倉庫(株)、(株)スガイ運輸
奈良県	3	(株)新和託送、日本エコロジック(株)、赤帽奈良県軽自動車運送協同組合
和歌山県	2	赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合、(有)川口運送店
鳥取県	1	赤帽鳥取県軽自動車運送協同組合
島根県	2	赤帽島根県軽自動車運送協同組合、(株)益田市総合サービス
岡山県	6	赤帽岡山県軽自動車運送協同組合、岡山県貨物運送(株)、(有)バイク特急便、(株)赤田運輸産業、(有)真田運送、(有)津島栄光運送
広島県	13	(有)SAKURA特急便、赤帽広島県軽自動車運送協同組合、(株)若菜、(株)国内流通、(有)メッセンジャー、兼定商店、コスモ産業、神石碎石(株)、(株)神石共同運送、まついストアー、(株)プライムステージ、(有)福岡運送、福山通運(株)、府中高速運輸(株)、おのみちバス(株)
山口県	1	赤帽山口県軽自動車運送協同組合
香川県	1	(有)瀬戸内急便
愛媛県	3	(株)カトウ、イトータルサービス(有)、愛媛綜合警備保障(株)
福岡県	18	バイクエクスプレス(有)、フクオカサイクリメッセンジャー、(株)ボナシステムズ、(有)TAS九州、(有)オートソクハイ、ラック通運(株)、北九州電報企業組合、九州航空(株)、西日本急送(株)、赤帽福岡県軽自動車運送協同組合、(株)ジラボ、(株)西日本美装、ジェイアール九州メンテナンス(株)、九州電話運輸(株)、北九州港運(株)、龍巳運送、九州西濃運輸(株)、西日本アシストサービス
佐賀県	11	特定非営利活動法人NPO小麦の家、トランス・エアー・サガ(有)、伊万里運輸(株)、西松浦通運(株)、(有)西原急便、社会福祉法人大空福祉会、社会福祉法人まごころ会、富士警備保障(株)、コスモ(株)、特定非営利活動法人つくしのさと、特定非営利活動法人NPOわかば
長崎県	2	赤帽長崎県軽自動車運送協同組合、長崎軽運送協業組合
熊本県	4	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合、九州産交運輸(株)、(株)産交運輸物流サービス、社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会
大分県	4	赤帽大分県軽自動車運送協同組合、別府電報サービス企業組合、(有)朋友、社会福祉法人千仁会

都道府県	参入数	
宮崎県	2	軽貨物高速運送ベリーグッド、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合、宮崎県電報サービス企業組合
鹿児島県	6	千石運送(株)、赤帽鹿児島県軽自動車運送協同組合、(株)おくやみネット、(有)岩切運送、(有)林運送、(有)奄美行政センター
沖縄県	4	大栄空輸(株)、沖縄日通エアカーゴサービス(株)、サイクルワークスメッセンジャーサービス、赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合

- (凡例) 1. 黒字：既参入事業者、赤字：新規参入申請事業者、青字：既参入事業者のうち事業計画等変更申請事業者、見え消し：事業廃止を届け出た事業者である。  
 2. 参入数は、今回申請があったものを含み、( ) 内は今回申請者の内数で示している。

## 特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

特定信書便事業の許可申請のあった2者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律第31条各号の基準に適合しており、かつ、同法第33条において準用する同法第8条の許可の欠格事由に該当しないものと認められる。

- 1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。(同法第31条第1号)

項目	審査概要（いずれの申請も同じ）	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が差出人から直接引き受けることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が配達し、受取人に直接引き渡し、又は、受箱等へ投函することから、秘密を保護するため適切なものである。	適

- 2 事業の遂行上適切な計画を有すること。(同法第31条第2号)

項目	審査概要（いずれの申請も同じ）		適否
事業収支見積り	対象年度	初年度、翌年度とも黒字となる見込みである。	適
	算出方法	収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額又は顧客へのヒアリング結果を考慮して算出された推定取扱通数に予定単価を乗じた額としており、適正かつ明確に算出されている。支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する貨物運送事業等との案分による額としており、適正かつ明確に算出されている。	適
3時間審査 (2号役務)	3時間以内に送達可能であることが実測とATISで立証されている。 (2号役務提供予定申請者1者)		適
役務内容が同法に適合していること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた同法の規定に適合している。		適

- 3 事業を適確に遂行するに足る能力を有すること。(同法第31条第3号)

項目	審査概要（いずれの申請も同じ）	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適正かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

- 4 欠格事由に該当しないこと。(同法第33条において準用する同法第8条)

いずれの申請者とも該当なし。

## 事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

事業計画の変更の認可申請のあった者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、民間事業者による信書の送達に関する法律第31条各号の基準に適合しているものと認められる。

- 1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。(同法第31条第1号)

項目	審査概要	適否
引受け	従前と同様であり変更なし。	一
配達	追加された配達の方法（本人限定受取サービス）が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が配達し、受取人に直接引き渡すことから、秘密を保護するため適切なものである。	適

- 2 事業の遂行上適切な計画を有すること。(同法第31条第2号)

項目	審査概要	適否
事業収支見積り	従前と同様であり変更なし。	一
役務内容が同法に適合していること	従前と同様であり変更なし。	一

- 3 事業を適確に遂行するに足る能力を有すること。(同法第31条第3号)

項目	審査概要	適否
資金	事業計画の変更に伴う追加支出はない。	一
行政庁の許可等	従前と同様であり変更なし。	一